

電気事業低炭素社会協議会 運営細則

電気事業低炭素社会協議会（以下「本会」という。）の運営に関しては、電気事業低炭素社会協議会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、本細則に定めるところによる。

また、本細則に定めのない用語は、規約における定義に従うものとする。

第1章 会員事業者

（行動計画参加の公表等）

第1条 本会は、行動計画に参加する事業者として、会員事業者の名称を公表するほか、新規参加や脱退等の異動情報を公表するものとする。

2 会員事業者は、第三者に対し、行動計画に参加している旨を言明することができる。本会を脱退した者は、本会における行動計画に参加していると誤認されうるような表示をしてはならない。

（グループ提出の特則）

第2条 ある事業者が、複数のグループ提出における代表会社のいずれの子会社又は関連会社に該当する場合、それぞれのグループ提出において事業者として参画することができる。

（名簿管理）

第3条 会員事業者名簿及び第5条に定める総会担当者の名簿は、事務局が管理する。

第2章 組織等

（通常総会の開催時期）

第4条 通常総会は、新事業年度開始以後3か月以内に開催するものとする。ただし、やむを得ない理由により、代表理事が開催時期を遅らせることが合理的であると判断する場合においては、1ヶ月を超えない範囲において開催時期を遅らせることができる。

(総会担当者)

第5条 会員事業者は、総会の招集通知を受領し、総会に出席する者（以下「総会担当者」という。）を定め、その氏名・役職・連絡先を事務局に届け出なければならない。総会担当者が交代する場合も同様とする。

(議長、関係者の出席)

第6条 総会の議長は、代表理事が務める。ただし、総会の決議により、別の者を議長とすることができる。

- 2 代表理事は、総会の議題に関連し必要な場合には、会員事業者に所属する者以外の者に対し、総会への出席及び意見の陳述を求めることができる。

(書面等による議決権行使)

第7条 規約第14条第1項に規定する本会所定の方法とは、議決権行使書の提出又は代表理事若しくは他の会員事業者を代理人とする委任状の提出のいずれかによるものとする。

(理事会)

第8条 理事会は代表理事が招集する。ただし、理事の過半数から会議に付すべき事項が示され、理事会の招集を請求されたときは、代表理事は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

- 2 理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした提案については、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会の議案、決議事項及び議事要旨は、速やかに会員事業者に通知されるものとする。
- 4 本会への参加の承認又は個社取組計画の承認（変更時の承認を含む。）を得られなかった事業者は、理事会に対して、その理由の開示を求めることができる。
- 5 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事に理事会の議決権の行使を委任することができる。
- 6 前項に定めるところにより、当該理事から理事会の議決権の行使の委任を受けた者は、理事会の開始までに代表理事に委任状を提出しなければならない。
- 7 前2項の規定に基づき委任を行った理事については、理事会の定足数の算定にあたっては、出席したものとみなす。

(法令の遵守等)

第9条 総会又は理事会での議論が独占禁止法その他の法令上の疑義を招きかねない事柄に及んだとき、出席者は代表理事に対し、議論の中止を求めることができる。代表理事は、この要求の内容が妥当であると判断した場合、議論の中止を要請し、中止の要請が受け入れられない場合には総会又は理事会を閉会するものとする。

以 上

発効日 2016年3月1日

改定日 (第1回) 2019年 9月 5日

改定日 (第2回) 2021年10月25日